

平成 27 年度第 3 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成 27 年 7 月 10 日 (金) 10:00~12:00
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 小ホール
3. 出席者 :
 - 環境影響評価審査部会委員 : 8 名
藤井部会長、樋口委員、久委員、坂井委員、高田委員、成瀬委員、前田委員、
山田委員
 - 事務局 : 8 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
4. 傍聴者等 : 0 名
5. 議題 : 重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について
6. 配付資料 : 資料 1 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告 (案)
資料 1-2 別添資料
資料 2 部会報告 (案)
資料 3 重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書 (既送付)
※資料 3 の方法書は部会委員にのみ配布
7. 議事概要 :

事務局より、委員からの意見に対する見解・部会報告案について説明がなされた後、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

○ 質疑概要

藤井部会長：ただ今事務局より 3 点説明があったが、まず事業者見解・部会報告案について、今までの審議のご意見が反映されているか見ていただき、文言修正等のご意見があればお願いしたい。

成瀬委員：騒音振動の事業者の見解で、2 番は、部会の中で別途資料として詳細に示されたが、ここにあるように距離も明示するという事なのでこれでいいと思う。4 番目、交通量や騒音の調査地点の選定理由だが、ここに書いてあるように交通量が大きくなるその代表地点であるということを説明していただきたく、こちらもこれでいいかと思う。最後に 6 番目の交通計画の設定について、今でもその推定方法などは不明確な部分があるが、その計画台数の設置許可との整合性も考慮して予測する、準備書ではそう実施するとされている。その内容で適当かどうかは準備書を見てみないと分からないが、そうすると言われているので、今はこの見解で結構です。

藤井部会長：ありがとうございます。またこの部会意見が取り入れられれば、事業者がこの見解の通りに実施し、準備書が作られると思うので、その内容が十分でなければ、またその時にチェックいただくということになると思う。他にご意見は。

高田委員：私のところではないが、前迫先生がいらっしゃらないので、資料 1 の 7 頁、植物の意見の 30 番の部会報告について。先程事務局でも「草本地や湿地についてはより詳細な調査が必要な場合があることを踏まえ」という文言はもう少し説明しないと分かりにくいと言われたが、私も具体的な方が分かりやすいと思うので、可能であれば修正された方がいいと思う。

藤井部会長：はい。植物の意見になるので、また文言等は前迫委員の意見も伺いながら 8 月 4 日までにはまとめるということになる。

事務局：また前迫委員の意見を引用しながら例文を作って部会長にも相談させていただき、それから皆様にご連絡するようにさせていただきます。

藤井部会長：よろしいですか。では、他にご意見等あれば。

坂井委員：11 ページの部会報告案は、基本的にはこれで表現されていることで間違いは

ないと思うが、すっきりと頭に入ってこないので少し修正いただきたい。1つめは、1行目の「過去に掘削された」とあるのは「過去に深く掘削された」と訂正していただきたい。後、3行目に「盛土された区域については、一部トレンチ等を掘って」とあるが、これは間違いではないが、より正確に言えば「盛土された区域についても、掘削されていなければ調査対象となること」としていただき、何を調査するかが分からないので「遺跡の有無や内容等を確認する調査を適切に実施すること」と修正いただければと思う。私の方でもう少し整理して事務局にお伝えしたい。

藤井部会長：ありがとうございます。よろしく願います。他に、ご意見をいただいた部分で、こういう文言に直した方がいいというところがあれば。

樋口委員：文言訂正ではなく補足ということになるが、大気のところでは、私も意見を出さず、他の先生からも意見が出なかった。今回の方法書を見ても特に気付いたことはなかったが、粉じんの定性的な評価等、実際どういうものが準備書で出てくるのかという部分があるので、そこは注視していきたい。もし審議会の方で大気環境は大丈夫なのかという意見があれば、それは準備書で注意深く確認していくとさせていただきたい。

事務局：事業者がやるべきことを注視していく、ということよろしいか。

樋口委員：はい。

藤井先生：ありがとうございます。他にご意見があれば、よろしいでしょうか。では、審議会への説明資料について、こういうことを追加した方がいいといったご意見があればお願いします。

成瀬委員：部会意見の植物のところ「追加調査を実施すること」というのが、「必要に応じて」というのが抽象的で分かりにくいので、補足いただきたい。

事務局：ご指摘のとおりで、必要とは何かの前提条件を、前迫先生の意見を引用するかたちで、例えば外来種が多ければ森林よりも詳細な調査が必要だとか、あるいは事業者はグラウンドとしているが写真を見ると草が生えているので注意すること、そう言ったことも踏まえて、必要であれば、そういうことを対象とした調査をしようということかと。先生の仰るように、今の文章では全く分からないので、文章化したい。

成瀬委員 : しかしそうすると大々的になってしまうのではないか。必要があれば追加調査をしなくてはならない、というのをそれぞれ記載すると。

事務局 : 程度はあると思うが、方向としては前迫委員の意見に対して事業者は対応すると回答しているので、後はその対象が何かを具体的に書ければと思う。

高田委員 : そういう意味では、最低限何が必要かということを書いた方が、事業者もやりやすいと思う。その辺は前迫委員も分かっていただけだと思うので、なるべく具体的に、お互いによりよくできる方向を考える方が建設的かと思う。

樋口委員 : 最初のところで環境影響評価制度の説明があるが、今回は配慮書、方法書の前の段階が、施行ぎりぎりのところでスキップされている。次回からはその手続きが入ってくる、そのことはここでは説明しないのか。

事務局 : 時間の関係もあり、それを説明すると配慮書の義務化前後の 2 通り説明しないといけない。今回は改正条例施行直前に方法書を公告されており、それは決して悪いことではないが、どこまで説明するかは検討したい。

樋口委員 : しかし質問される可能性はあり、質問があれば説明する必要があるかと。

事務局 : はい。当日は制度のパンフレットを準備し、質問があればそちらを使ってご説明するようにしたい。

樋口委員 : 分かりました。

藤井部会長 : 環境審議会ではその事業の必要かどうか、それは部会で審議したのかと言った意見がある可能性もあるので。

樋口委員 : しかしこれは手続きは条例制度に則ってやっているもので、変えようはないということ。

事務局 : はい。あくまで事業者自らがやることに対する知事の意見、その知事が意見を言うための専門機関からの意見聴取という枠組みということは説明したい。

山田委員 : 計画概要の 5 頁目で、処分場の例ということで説明されたが、この図は今回

の事案とかなり違ってくる。載せるのであれば、遮水シートがあるものではないか。図の左側の擁壁も今回はないので。先にこの図が出ると、現場を知らない人が見たら、今回こういうものを作られると思われるが、全然違う。方法書の 13 ページの右下に図があるが、これを簡単に書いて、擁壁はなく、窪みで、そしてできれば現在埋め立てられて、その上に二重シートになるということを書いていただければいいのではないか。これを例として出されると、いくら例だとは言っても誤解されると思う。その後はかなり詳しい図面が入っているのに、最初に違う図を出すと思誤解されてしまうのではないか。

事務局 : 少し工夫したいが、ここで説明したかったのは、一般的な機能についてなので…

山田委員 : 管理型処分場とは、という説明とは思いますが、今回のものとは異なるので、知らない方は誤解されるのでは。

事務局 : 今先生が仰ったように、今回のケースは既存の許可と重なるところがあって、そこは遮水シートを施行して、という部分があるが、それはかなり専門的であり、説明が難しい。勿論専門的な質問があれば、廃棄物対策課も審議会に出るので対応はできるが、少し考えさせていただきたい。

樋口委員 : 例えばこの一般的な図に対して、今回はこうなるということ、箇条書きで違いを説明されてはどうか。

事務局 : 例えば今回は谷間の埋め立てで堰堤はない、というように、

山田委員 : 時間もなくてあまり詳しくもできないだろうが、今回の事案がこういう形のものだと誤解されないようにしていただきたい。

事務局 : 分かりました。

山田委員 : もう一点、その他の事業計画のところ、最後の円グラフについて。方法書の説明では方法書に載っていたものを引用されてもいいが、これは部会意見として出るところなので、「がれき類」というのは直していただきたい。上の表には処理対象物が挙げられているが、これは法律にある文章が書かれてあるが、円グラフの「がれき類」は上の表の「工作物の新築・改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」が「がれき

類」に当たるようになるので。むしろ上の表は不要かと思うが、こういう廃棄物が入ってくるという実情を書いていた方がいいのではないか。

事務局 : 円グラフの内容を表にしてということによろしいか。

山田委員 : はい。修正した円グラフを作って、こういう物が入って来る、として説明いただいた方が。これをぱっと見ると上の表の「工作物云々」と言うのは安定型なので、安定型の物が14%も入ってくるのか、と見てしまうことになる。その辺、実情に合わせたものにしていただきたい。事業計画の方の円グラフは方法書のままでいいので、これをこう修正するよう指導した、ということを含めて修正いただきたい。

事務局 : 分かりました。

藤井部会長 : では、様々なご意見ありましたが、もしまだご意見があれば、審議会までまだ少しあるので、文言等については事務局にご連絡いただきたい。これをもって、事務局では審議会への報告案の作成等お願いしたい。では、進行を事務局に変えさせていただきます。

事務局 : 藤井部会長、どうもありがとうございました。本日も熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。これをもって本日の部会を終了させていただきます。